住まい活動助成

NPO法人 ほっとプラス

埼玉県さいたま市

ホームレスや路上生活者等の住まい確保に向けたセーフティネット活動

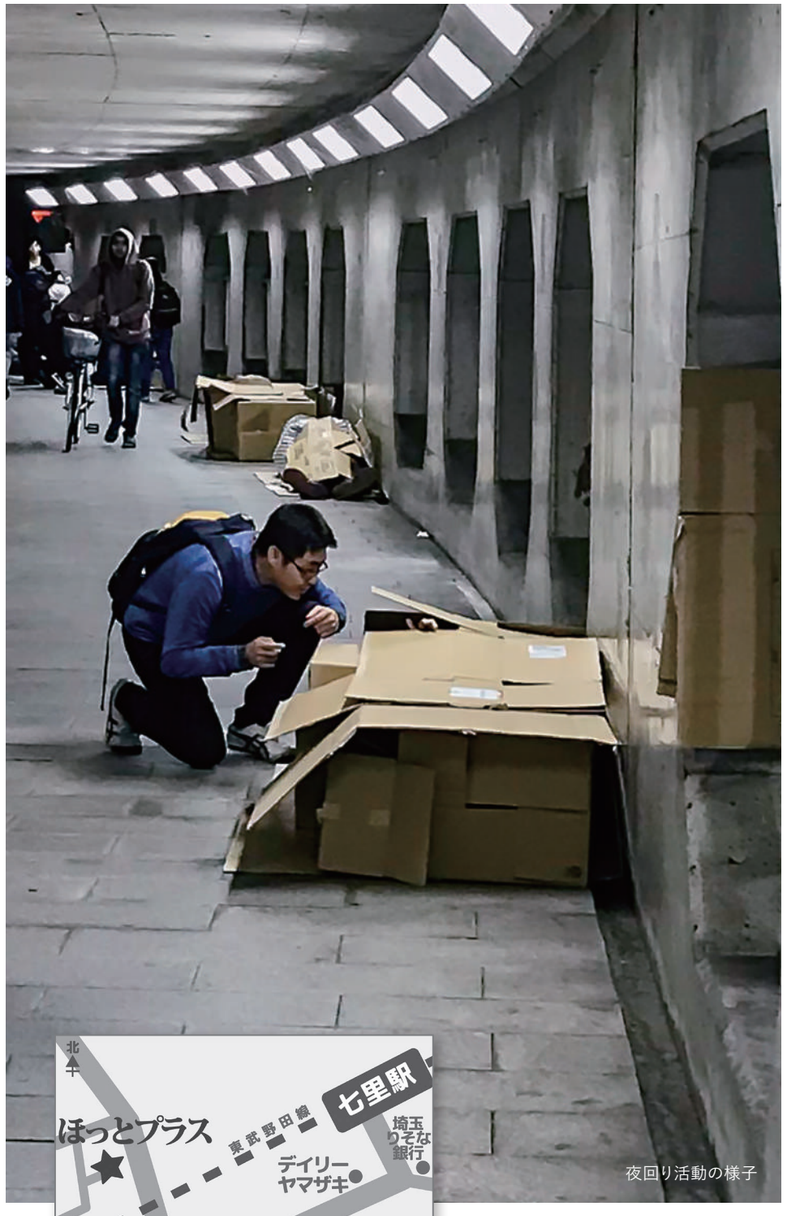

夜回り活動の様子

団体設立経緯

団体創設者の藤田孝典は、道端である50代の「おっちゃん」と知り合いました。その方は銀行の支店長をしていたものの、うつ病によって路上で生活をせざるを得なくなった方でした。おっちゃんと話すうちに、「何故このような境遇だった人が、路上に寝ているんだろう?」とホームレス問題に興味・関心を持ち始めました。この「おっちゃん」のような人を助けられる仕事がしたいと、本腰を入れてホームレス支援の活動を始めるために団体を立ち上げました。

活動概要と活動対象範囲

住まいを失ってしまった方や、今後住まいを失う恐れのある方を支援する活動をしています。電話やメール、路上巡回を通じて住まいや生活に関する相談を受け、希望に応じて法人で借り上げているシェルター（一時的な住まい）の提供をしています。その後の生活再建に向け、行政機関や不動産業者、医療機関などと連携して、生活保護制度などの各種福祉制度の案内、体調管理や金銭管理などの生活支援、継続して住めるアパート探しを一緒に行っています。

埼玉県さいたま市（事務所はさいたま市見沼区）を主な活動対象範囲としています。それ以外にも、埼玉県川口市での夜回り活動をはじめ近隣自治体にも適宜足を延ばし、遠方であればメールや電話での相談にも対応しています。

活動に至った理由や背景

活動を続ける中で、福祉制度につながったり、アパートに住めるようになっても、必要な支援を受けられず、再び路上に戻ってきてしまう方と多く遭遇しました。「長く関わる形態での支援」や「住居を確保した後も寄り添う支援」の必要性を痛感し、「シェルターを作るので一緒に住みましょうか」とホームレスの方に声を掛け、シェルター運営を基盤とした活動を始めました。

活動内容と成果

①路上での相談支援活動（夜回り活動）

さいたま市内の公園や駅周辺での相談支援活動、および川口駅周辺での夜回り活動を実施しています（主に毎月第3水曜日の22時頃～）。

連携している看護師さんを中心とした体調面のケア（体温や血圧の測定など）、活用できる福祉制度の案内（生活保護制度や生活困窮者自立支援制度など）、食糧やテレホンカードなどの配布を行い、路上でホームレス生活を余儀なくされている方々の所を訪問し、相談を受けています。

この活動には我々ほっとプラスのスタッフの他、貧困問題に理解のある弁護士や司法書士などの法律家、看護師、学生ボランティア、地域住民なども参加しており、多様な視点での声掛けやその後のサポートを展開しています。

この夜回り活動は「アウトリーチ」と呼ばれ、相談員の方から相談者（ホームレス状態の方々）がいるところへ直接出向いて、支援活動を行っていることが特徴です。ホームレス状態の方の中には情報弱者の方が多く、相談先を知らなかったり、連絡や移動手段がなく相談に出向けなかったりすることが多く、我々としては路上に出向いて相談を受ける支援活動を大事にして、活動を継続しています。

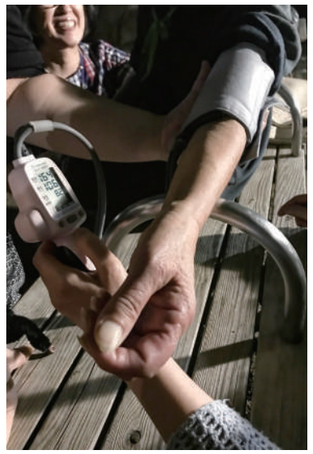
定期的に夜回り活動を続ける。（**左の写真**）温かいスープを差し入れ（**右の写真**）看護師による健康チェック

配布用の保存食セット。興味を持った人には、生活保護について情報をまとめた冊子（上）も用意する

2019年度は30回、路上での相談支援活動を実施しました。季節などによってもまちまちではありますが、毎回の夜回りの中で10名前後のホームレス状態の方とお会いしており、まだホームレス状態を余儀なくされている方が多くいる現状を改めて確認しています。

②住まいの確保と生活の安定

様々な相談を受ける中で、住まいの支援を希望される方に関しては、当法人が所有しているシェルター（一時的な住まい）を見てもらい、入居を希望された場合はその手続きを進めていきます。敷金や礼金、保証人などは不要としており、家賃に関しては自治体が定める生活保護における住宅扶助の基準額（さいたま市の場合は4万5000円）で入居していただきます。

ホームレス状態の方に関しては、所持金を持っていないことが多く、その後すぐの収入の目途が立たないことも多いので、各種福祉制度（生活保護制度など）を説明したうえで、制度の利用をサポートしています。我々としては、まずは安心して暮らせる住まいを提供することを第一に考え、住まいの支援を土台として体調面や生活面の安定を図り、そこから1人1人に合わせて生活を再建していけるような支援体制を取っています。

一口に支援とはいっても必要なサポートは人それぞれで、体調面のケアが必要な方に関しては病院への受診をサポート、体調面も特に問題

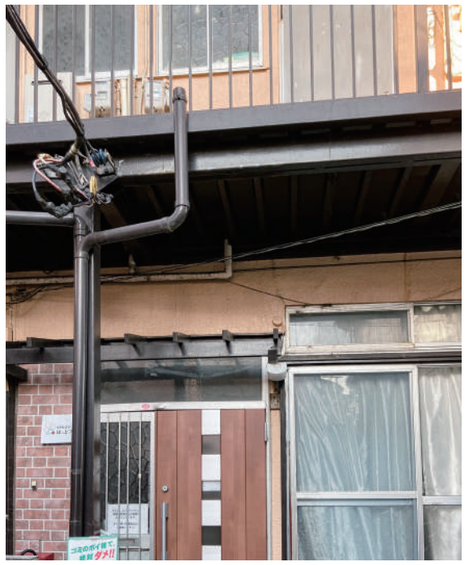

（**左の写真**）ほっとプラスが入居する建物。1階に事務所、2階にシェルターを配する　（**右の写真**）シェルターの室内

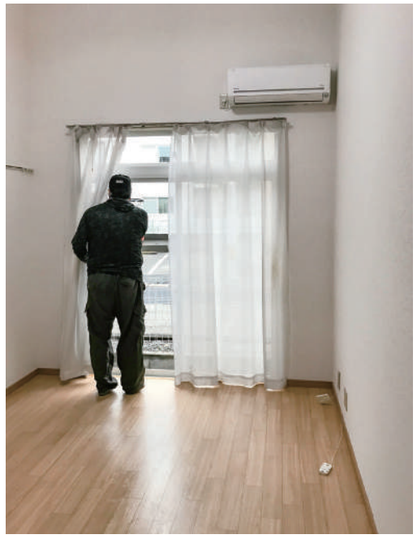

（**上の写真**）生活を安定させるための相談に対応する
（**下の写真**）一般のアパートへの入居もサポートする。写真は内見の様子

もなく就労が可能な方についてはハローワークなどと連携し仕事探しのサポート、障害が疑われる方に関しては障害福祉サービスの利用を検討するといった、その人の状況や希望に合わせたサポートを提供しています。全ての方を完璧に支援できているわけではないですが、本人の意向に寄り添うことを第一とした生活支援をしています。2019年度は、新しく21名の方をシェルターで受け入れました。

③一般のアパートへの転居サポート

あくまでも当法人のアパートは「一時的な住まい」として提供しているため、生活状況がある程度安定し転居ができる体制が整ったら、一般のアパートへ移行していく準備を進めていきます。

住まい探しに当たっては物件の確保、連帯保証人（緊急連絡先）、入居費用の準備などの多くのハードルがあります。不動産業者や行政機関と連携しながら、長く安心して住める住居を一緒に探していくようにしています。緊急連絡先に関しては極力親族や知人に引き受けてもらうようにお願いをしていますが、どうしてもなり手がいない場合は、現状として当法人で受ける場合もあります。

転居後に関しては、今までと同じ頻度での訪問やサポートはできなくなりますが、その後も孤立しないように定期的に法人が主催するイベントや食事会への参加を案内したり、電話や不定期での訪問を通じて関係性を継続したりするようにしています。2019年度は、7名の方が一般のアパートに転居することができました。

④多職種との連携

ホームレス状態の方の居住支援していくうえで、行政から民間まで幅広い職域間の連携は必須です。行政が提供する制度の活用（生活保護・障害福祉・介護保険など）、医療的なケア、就労支援、不動産業界と連携した住まい探し、地域でのコミュニティとの関係作りなど様々な分野や制度との連携を取りながら、1人1人の生活の再建に向けたアプローチを探っていくことが求められます。特に生活保護制度の利用は、憲法25条に定められている「健康で文化的な最低限度の生活」を送るうえで必要不可欠です。

日常生活を送るにも、住居を借りるにも、医療機関への受診をするのにも、当然ながら費用がかかります。相談者の中には、本来であれば生活保護や福祉や介護の対象となるのに、制度の利用方法や申請方法が分からず、制度の利用に結び付かなかった方も多くいらっしゃる現状があります。

住居の確保及び生活の安定を図ることができるように、本人の理解度に合わせ、説明していくことが必要となります。特に不動産業界との連携は必須です。

ホームレス状態の方の多くは身寄りの方が不在で保証人が立てられないことが多く、生活保護制度における住宅扶助も上限額が決まっているので、住まいに関しての選択肢においては相当な制約がかかります。限られた条件の中で、より本人が望む場所や環境の住まいを見つけるうえでは、日ごろからの不動産業界との連携は欠かせません。様々な職種が連携することで、より本人が望む生活を実現できる可能性が広がっていきます。

⑤ソーシャルアクション

我々が活動の中で個別の支援活動と合わせて大事にしている点は、「ソーシャルアクション」と呼ばれる社会や地域への働きかけです。ソーシャルアクションとは、社会福祉制度の創設や制度運営の改善を目指し、世論に働きかける活動です。現場での支援や活動を通じて、様々な方に共通する問題や課題を発見し、可視化し、社会に対して問題を提起しています。

このソーシャルアクションの活動の一環として、2020年2月27日に埼玉総合法律事務所にて、活動報告会を開催いたしました。新型コロナウイルスの影響もあり直前の告知を控えたため、参加者は法律事務所所属の弁護士や夜回り参加メンバー約15名と少ない人数となってしまいましたが、夜回り活動の意義やその後の住まいの支援の現状に関して、有意義な意見交換ができました。

課題解決のためには、社会に対するアクションも重要なポジションを占める。講演などで積極的に情報を提供し、世論の変容を目指す

課題と解決方策

ホームレス状態にある方の支援活動に携わる中で、多くの方の生活保護申請や生活を立て直すお手伝いをしてきましたが、相談に来られる方の人数は減らず、むしろ増えています。その度に、現場で相談支援をするだけでは何も変わらない、政治課題として取り上げてもらうのが重要ではないかと痛感しています。

制度や法律があると、困っている方々をその制度の枠組みの中で支援しよう、枠組みに当てはめようとしがちです。しかし制度に不便さや使いにくさがあるのであれば、そちらの方を改善しようと働きかけることも大切です。現場で相談支援をしながら、当事者の声や現場の経験を「社会化」することが、今の社会福祉に必要なことだと考えています。

今後の予定

「ホームレス」という言葉を聞いて、良いイメージを持つ方はほどんどいないと思っています。我々働くスタッフの中にもこの仕事に携わる前までは自然と避けて通っており、無意識のうちに偏見の目で見ていた者もいます。

ですが、支援活動に携わるようになって、本人には解決することが困難な社会的な要因や背景があることが分かり、ちょっとした配慮やサポートがあることでその人らしい生活を取り戻すことができるようになるケースを多く見てきました。

地域にある資源を活用・連携することを通じて、ホームレス状態に陥らないような取り組みを進め、今現在ホームレス状態の方が1人でも安定した居住環境を取り戻せるようにサポートへの取り組みを進めていきたいと思っています。

特定非営利活動法人 ほっとプラス

2011年5月設立、同年10月法人化／メンバー数：157人（賛助会員を含む）／
代表者：平田 真基（ひらた・まさき、20年1月就任）、藤田 孝典（ふじた・たかのり、19年12月まで）
●〒337-0017　埼玉県さいたま市見沼区風渡野359-3　タウンコート七里1階
☎048-687-0920　FAX048-792-0159
hotplus@citrus.ocn.ne.jp
www.hotplus.or.jp　www.facebook.com/hotplus2011/

私たちは福祉による貧困問題の解消と、市民が住みよいまちづくりを目指し、ホームレスや生活困窮状態にある方に対して、一時的な住まいの提供や日常生活に関する支援事業を行っています。